第8期
新十津川町社会教育実施計画

（2023～2027）

新十津川町教育委員会

目　　次

第８期新十津川町社会教育実施計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・1

第１章　第８期新十津川町社会教育実施計画策定について
1　計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2　計画の名称及び期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3　計画の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
4　計画の構成とまとめ方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
5　社会教育実施計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
6　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の達成に向けた取組の推進・・・・・7

第２章　社会教育の現状と課題
1　社会教育活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
2　青少年健全育成の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
3　高齢者生きがい活動の支援（令和３年度追加）・・・・・・・・・・・・11
4　読書活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
5　文化活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
6　スポーツ活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

第３章　取組方法
1　社会の変化に対応した学習活動の提供・・・・・・・・・・・・・・・・15
2　青少年教育を推進する地域教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・16
3　シニア世代の学習活動の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
4　豊かな心を育む読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
5　芸術・文化活動に親しむ機会の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・19
6　健康維持と技術力の向上を図るスポーツ活動の促進・・・・・・・・・20

第４章　実施計画
1　社会の変化に対応した学習活動の提供・・・・・・・・・・・・・・・・23
2　青少年教育を推進する地域教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・25
3　シニア世代の学習活動の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
4　豊かな心を育む読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
5　芸術・文化活動に親しむ機会の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・31
6　健康維持と技術力の向上を図るスポーツ活動の促進・・・・・・・・・33

資料編

○第７期新十津川町社会教育実施計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・37
○第８期新十津川町社会教育実施計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・39
○第１期～第８期新十津川町社会教育実施計画の重点・・・・・・・・・・・40
○第８期新十津川町社会教育実施計画策定委員・・・・・・・・・・・・・・・41
○新十津川町社会教育関連施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

第８期新十津川町社会教育実施計画策定にあたって

はじめに

新十津川町教育委員会では、目指すべき将来像を「ドリームプラン」として表しました。

「ドリームプラン」の実現に向け、生涯学習の推進を図る次期５か年の第８期新十津川町社会教育実施計画を策定いたしました。

ドリームプランⅠ　「新十津川町が子どもの夢の叶うまちに」

子どもたちの夢の実現に向け、いつまでも子どもたちの応援隊として、また、いつまでも子育てしたいまちであるために、家庭、地域、学校と連携しながら、子どもの夢を育む効果的な事業を実施します。

ドリームプランⅡ　「新十津川町で「地域共生社会」を実現」

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（令和７年）、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年（令和 22 年）までの中長期的な視野で、教育委員会が要として、制度や分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」といった関係を超える事業展開を図ります。

ドリームプランⅢ「新十津川町を芸術の聖地に」

かぜのびをはじめ、芸術作品が街中に点在している新十津川町で、芸術を学ぶ人材、クリエーターを生み出し、または、招き入れ、新十津川町から影響を受けた作品が国内外で評価されるような光景を夢見て、かけがえのない既存の資産や風景を活かした芸術活動の充実を図ります。

ドリームプランⅣ「新十津川町から世界に羽ばたくトップアスリートを」

新十津川町出身のアスリートがオリンピックや国際大会で活躍する。その選手を子どもたちが目を輝かせて見つめる。そんな瞬間を夢見て、子どもたちが心から楽しめるスポーツとそのコーチに巡り会えるよう、きっかけとなる様々な事業を展開し、スポーツ活動の促進を図ります。

第１章　第８期新十津川町社会教育実施計画策定について

１　計画策定の目的

まちの歴史は、明治23年の奈良県十津川郷からの集団移住によって始まります。以来、「たくましい開拓精神」と「団結の力」により、多くの困難を乗り越え、今日まで発展を続けてきました。

昭和48年、第１次総合計画を策定し、その後10年ごとに計画を見直し、令和３年に策定された「第６次新十津川町総合計画」では、めざすべきまちの将来像として「**新**たな未来へ、**と**もに歩もう、**つ**ながる絆、**かわ**らぬ自然と笑顔のまち」が掲げられています。

「新たな未来へ」は、新たな情報技術などを活用し、変わりゆく未来に向かい、より快適で便利な暮らしができる取組を進め、「ともに歩もう」では、１人の100歩より100人の１歩。町民と行政が力を合わせてまちづくりを進め、「つながる絆」では、町民同士の絆、母村である奈良県十津川村との絆など、さまざまな人とのつながりを大切にし、助け合うまちづくりを進め、「かわらぬ自然と笑顔のまち」では、本町の素晴らしい自然と町民の笑顔をこれからも守り続ける取組を進めていきます。

社会教育においては、平成30年度から令和４年度までの５年間、「豊かな心を育み、地域と連携した共育（きょういく）」「生涯にわたり自ら学び、みんなでつくる学びのまち」を重点目標とした第７期新十津川町社会教育実施計画を策定し、事業の推進に取り組んできました。

この間、人口減少や少子高齢化の進行に加え、ＡＩ技術の活用や新型コロナウイルス感染症の流行など、私たちを取り巻く環境が刻々と変化していることにより、社会教育活動への取組が、より一層大切になってきております。

このことから、第７期新十津川町社会教育実施計画の反省・評価を踏まえ、町民一人ひとりが充実した学びを習得し、生涯に亘り目標に向かうことのできる環境を整えることで「未来を叶える学びがある」まちづくりの実現に向け、次期５か年の本町の社会教育推進指針となる第８期新十津川町社会教育実施計画を策定します。

２　計画の名称及び期間

この計画の名称は、「第８期新十津川町社会教育実施計画」とし、期間を令和５年度（2023年度）から令和９年度（2027年度）までの５か年とします。

３　計画の基本的考え方

この計画は、生涯学習の実現に向けて重要な役割を担う社会教育活動の推進を図るため、町民の各世代に応じた学習活動や読書活動、文化・スポーツ活動の場と機会を提供するための指針とします。

また、町民憲章及び新十津川町教育目標を基本理念とし、「第６次新十津川町総合計画」及び「第２期新十津川町教育の振興に関する施策の大綱」との整合性を図り、社会教育の方向性を示しました。

また、第７期社会教育実施計画の重点目標及び各領域の指標に基づいた反省と評価を踏まえ、達成度を検証し、重点目標を見直しました。

第８期では、第６次新十津川町総合計画期間内であることを踏まえ、新十津川町総合計画の「社会教育活動の推進」「文化活動の促進」「スポーツ活動の促進」の３つの施策を、より具体的に、６つの領域に分け事業を展開していきます。

なお、目標を達成するために、主な取組方法も示しました。

事業計画は、実施計画の達成のために、毎年度作成するものとし、具体的な施策の進め方や事業の内容を示します。

また、事業を実施するにあたり、住民との協働のもと、施策に基づいて展開するように努め、事務事業の反省・評価を毎年度行い、次年度計画の指針とします。

４　計画の構成とまとめ方

この計画は、次の４章及び資料編で構成します。

・第１章　第８期社会教育実施計画策定について
・第２章　社会教育の現状と課題
・第３章　取組方法
・第４章　実施計画
・資料編　第７期社会教育実施計画の評価
　　第８期新十津川町社会教育実施計画策定の経過
　　第１期～第８期新十津川町社会教育実施計画の重点目標
　　第８期新十津川町社会教育実施計画策定委員
　　新十津川町社会教育関連施設

５　社会教育実施計画の位置付け

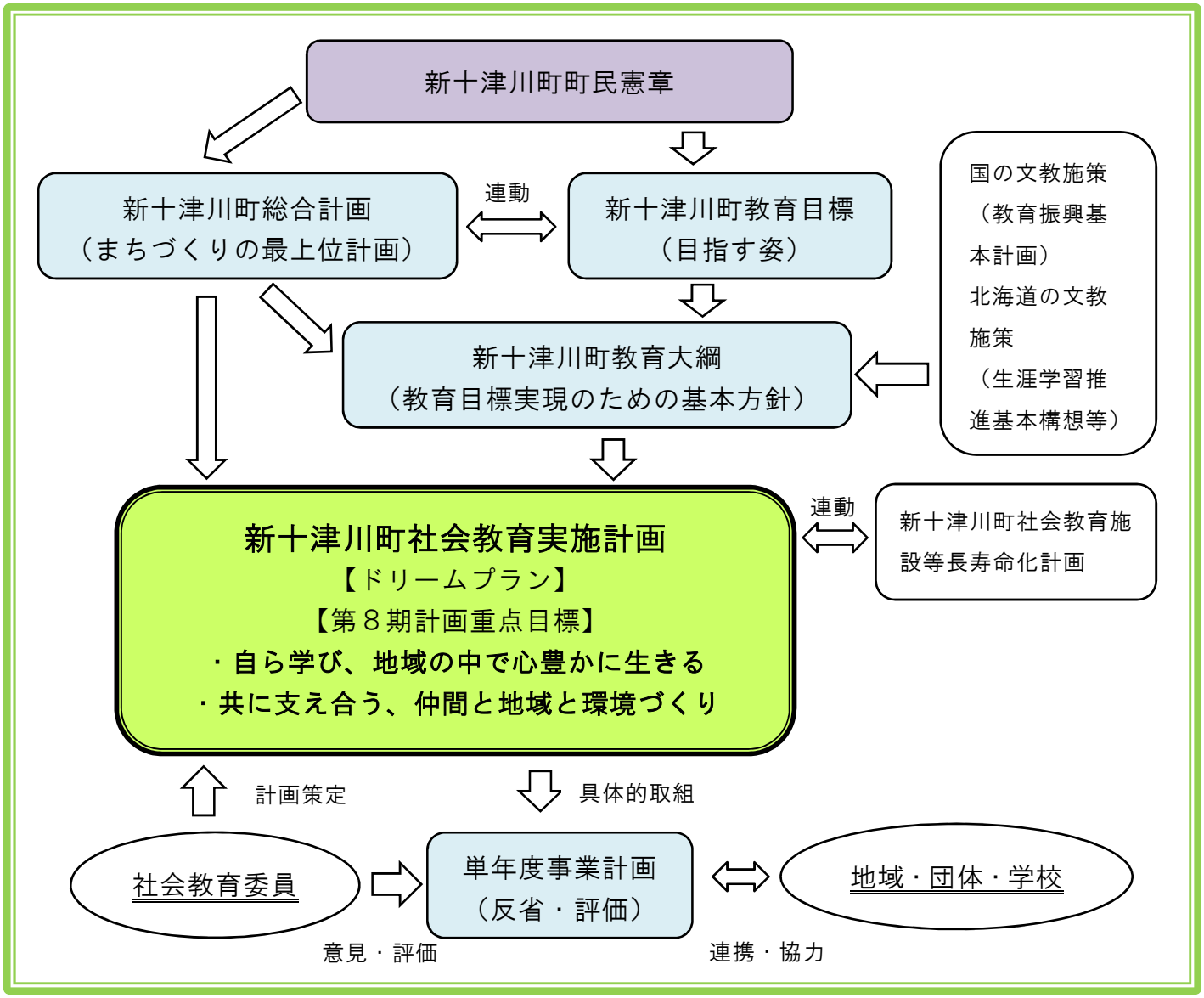

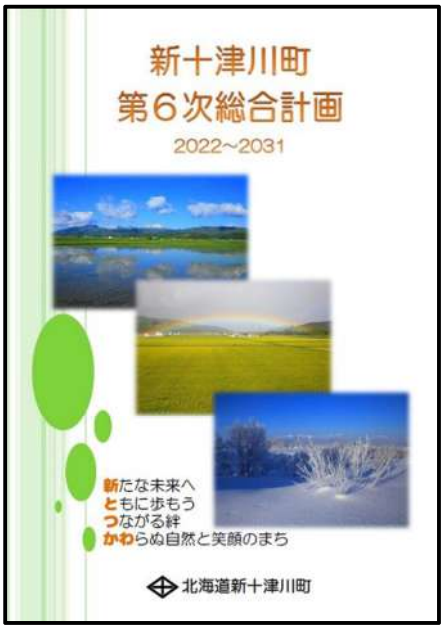

町　民　憲　章

わたしたちのまちは、十津川郷からの団体移住によってひらかれ、たくましい開拓精神と団結の力できずかれた由緒あるまちです。

わたしたちはこのまちの町民であることに誇りをもち、たがいのしあわせと郷土の発展をねがい、ここに町民憲章を定めます。

1．自然を愛し、緑の美しいまちにしましょう
1．心とからだをきたえ、健康で明るいまちにしましょう
1．働くことに誇りをもち、ゆたかなまちにしましょう
1．きまりをよく守り、住みよいまちにしましょう
1．未来に夢をもち、子どものしあわせなまちにしましょう

（昭和45年10月12日制定）

新十津川町教育目標

先人の偉業を受けつぎ、未来をみつめ、豊かな文化を創造し、郷土や社会の発展に限りない愛情をもつ人となることを願って、次の目標を定めます。

1．いのちを大切にし　豊かな郷土をつくる人
1．たくましく生き　たがいに協力する人
1．仕事にはげみ　すすんで行動する人
1．責任をはたし　明るく生きる人
1．理想をめざし　学び続ける人

（昭和61年4月1日施行）

６　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の達成に向けた取組の推進

「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」は、2015年９月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられている17のゴールと169のターゲットのことをいいます。

ＳＤＧｓ採択前に取り組まれていたＭＤＧｓ（ミレニアム開発目標）が主に発展途上国における取組であったことに対し、ＳＤＧｓは先進国を含むすべての国々の取組目標を定めており、全世界共通の目標として貧困の撲滅など誰一人取り残さない包摂的な世界の実現を目指すことが理念として掲げられています。

本計画で定める取組については、国際社会全体で取り組むこととされている「ＳＤＧｓ」において掲げられている理念を取り入れながら推進していきます。

本計画で該当となるSDGsの項目

第２章　社会教育の現状と課題

第６期及び第７期の社会教育実施計画（以下「実施計画」という。）では、町第５次総合計画の施策体系に準じ、活動の領域を「社会教育活動の推進」「青少年健全育成の充実」「読書活動の促進」「文化活動の促進」「スポーツ活動の促進」に設定し、事業を展開してきました。

また、令和３年度から、ふるさと学園大学の運営や、ゆめりあ部会の活動支援などを教育委員会が担うこととなったことから、施策実施に係る新たな取組に、「高齢者生きがい活動の充実」が加わりました。

第７期における現状と課題は、次のとおりです。

１　社会教育活動の推進

新型コロナウイルスの流行により、個人の生活様式は多様化し、地域における人との関わりが希薄化し、他者とのつながり方や団体活動のあり方が大きく変化してきました。

目まぐるしく変化することが予想されるこれからの社会に対応していく力を育成するとともに、オンラインによるコミュニケーションツールを活用し、豊かな人間性を育む学習活動を推進していくことが必要となります。

現　状

○町民一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、心豊かに生きる学習環境の整備が必要である。

○地域コミュニティ活動への参加の減少や核家族化などにより、世代間交流の機会が減少している。

○新型コロナウイルス感染症の影響により、町民の主体的な活動が停滞し、以前から課題となっていた社会教育関係団体の会員数や参加者減少に拍車が掛かっている。

○通学合宿や十津川村との母村交流事業などの児童生徒向け体験型事業については、新型コロナウイルス感染症の影響による中止・縮小開催が続いている。

○生涯学習人材バンク整備事業については、活用する町民の減少、活動機会の減少により、登録者がいても活躍できない状況にある。

課　題

○核家族化や少子化などを踏まえた、子育てや家庭教育に関わる保護者への支援

○「ポスト・コロナ」を見据えた体験学習事業の継続的実施

○知識と技能を活用するため、多様な世代の指導者・ボランティアの育成・確保

○関係団体の自主的な活動の活性化と会員確保

○施設の有効的な活用と、利用者の安全に配慮した施設の維持管理

２　青少年健全育成の充実

　インターネット通信技術の進展とスマートフォンの普及は、人々の生活に便利さと豊かさをもたらす一方、他者とのつながり方や個人情報保護のあり方にも大きな影響を与え、ＳＮＳ等による対人トラブル、消費者トラブルの要因にもなっています。
　これらの問題に対応するためには、家庭での教育力の向上に加え、地域全体で子育て家庭を見守り、支援していく体制づくりが求められます。

現　状

○民法改正により成年年齢が18歳に引き下げられたことから、消費者トラブルなどの犯罪被害の増加が懸念されている。
○青少年をめぐる諸問題については、青少年健全育成町民会議が中心となり、地域住民、ＰＴＡ連合会等と連携を図りながら取り組んでいる。
○平成30年度から開始した学校運営協議会との連携については、今後もつながりを深め、保護者の課題を地域の課題として捉えられるよう努める必要がある。
○子ども会活動については、組織改革について引き続き検討していくとともに、子ども会がない地域の子どもたちの受け皿づくりが必要である。
○シニアリーダーアザレアについては、イベントの中止などに伴う活動機会の減少により、会員数が大きく減少している。

課　題

○子どもの安全・安心を地域ぐるみで見守る取組の推進
○保護者や地域住民に対する青少年健全育成の啓発活動の推進
○子ども会組織のあり方と事務局運営体制見直しの検討
○青少年健全育成町民会議とコミュニティ・スクール（地域・保護者・学校が協働して、子どもたちの成長を支えることを目的に設置された協議会）の連携
○まちづくりを担う人材の掘り起こしと確保

【青少年健全育成のつどい実行委員会】

【青少年健全育成町民会議研修会】

３　高齢者生きがい活動の支援（令和３年度追加）

社会構造の変化に伴い、高齢者世代と呼ばれる層の自意識や、高齢者に対するイメージは大きく変わっています。

多様化した生活様式に伴って物質的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさを求める傾向が強くなり、心豊かな日常生活を送るため、自発的に新たな知識や技能の習得や、学び直しを行う人々が増えており、学習活動に対する意欲は高まっています。

今後も、生涯を通して学び続け、その学習成果を地域社会で活かせる学習環境の構築が必要となります。

現　状

〇人口に占める高齢者の割合が増加している。また、独居の高齢者世帯も増加している。

〇60～70歳の約７割は現役世代同様に就業している。また、約６割は自分に対し高齢者という認識を持っていないため、事業の対象として取り込みづらい状況にある。

〇ふるさと学園大学については、新型コロナウイルス感染症流行の影響で活動が停滞したことにより、学生数が大きく減少した。

〇生きがい活動の支援対象者は、ゆめりあなどに通うことができる高齢者となっており、居住する地域でのみ活動している高齢者に対する働きかけが不足している。

〇地域の老人クラブでの事業や社会福祉協議会主催事業などと事業内容が競合する場合がある。

課　題

〇高齢者事業を考慮した事業対象年齢層の再検討

〇多様化するニーズに即した事業内容の見直し

〇老人クラブ等と連携した高齢者向け事業の周知啓発活動の充実

〇居住する地域でのみ活動している高齢者に向けた積極的な働きかけの展開

〇継続して活動に参加してもらえるような仕組みづくり

【人口の推移】　（資料　新十津川町第６次総合計画）

４　読書活動の促進

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。
しかし、インターネット、ＳＮＳを始めとした情報メディアの発達・普及や余暇時間の過ごし方の多様化などによる生活環境の変化、読書離れ、活字離れが指摘され始めてから久しい状況です。

現　状

○「新十津川町子どもの読書活動推進計画（第３期）」に基づき、幼少期からの読書週間の定着を推進している。
○児童生徒の読書量は全体として一定量を維持しているが、その一方で、１冊も本を読まない「不読者」の割合は、学年が進むにつれて高まる傾向が続いている。
○スマートフォンやタブレットで読書をすることができる「電子書籍」の普及が進んでおり、読書の形態が多様化している。
○貸出冊数は感染対策が整備された令和４年度からは増加傾向に転じているが、利用者については固定化傾向が見られる。
○利用者の新規開拓方策として、移動図書や町内施設への団体貸出など、図書館サービスの積極的な働きかけを推進している。

課　題

○新規来館者の掘り起こしと図書館利用の促進
○中学生・高校生期における読書習慣の継続
○家庭における読書習慣の確立
○図書館の資料を用いた調べものをサポートするサービスの向上
○電子書籍の読書環境へ及ぼす影響の把握と活用の検討

● **あなたは、スマートフォンなどが読書環境に及ぼす影響をどう考えますか？**
（小学生及び中学生の保護者）

	人数	割合
①本を買わなく（借りなく）なり、読書することが少なくなる	84	24.1%
②インターネットの閲覧が多くなり、読書する時間が少なくなる	187	53.7%
③スマートフォンなどの環境は、読書環境に影響がない	52	15.0%
④その他	17	4.9%
無回答	8	2.3%
合計	348	100%

子どもの読書活動推進計画（第３期）アンケート結果より

５　文化活動の促進

急速な社会の変化とともに、人々の生活様式や価値観も多様化し、心の豊かさや暮らしの活力を求める意識が高まり、芸術や文化活動に対する関心も強くなっています。
芸術・文化活動に取り組む町民は少なくありませんが、その一方で高齢化による組織の減少や後継者不足など、団体としての活動力の低下が懸念されています。

現　状

○新型コロナウイルス感染症の流行による施設の臨時閉館や活動の自粛が影響し、活動回数の減少のみならず、芸術・文化活動に取り組む団体の会員が減少傾向にある。
○鑑賞事業については、各年齢層に合わせて様々な事業を開催し、多くの来場者を集め、満足度は高い。
○音楽祭・文化祭については、各種団体との共催で展示や芸能発表を実施しているが、参加者の高齢化、固定化の傾向がある。
○小学生向け事業は一部実施できているが、若年層が創作活動・文化活動に参加できる環境づくりができていない。
○伝統芸能継承団体活動については、指導者の高齢化、担い手の減少が進んでおり、活動の継続に影響を及ぼしている。

課　題

○団体の実情に応じた活動の実施と入会促進の支援
○各種団体と連携し、様々な質の高い優れた鑑賞事業の提供
○若年層向け芸術・文化活動事業の展開
○文化活動に対する町民の関心と意識、需要に関する状況把握
○郷土芸能伝承のための指導者及び継承者の支援

≪新十津川町伝統芸能継承団体≫

【おどり保存会】

【獅子神楽保存会】

６　スポーツ活動の促進

スポーツや運動は、生涯にわたり健康で明るく豊かで活力に満ちた生活ができるよう、一人ひとりが日常生活の中で取り入れることが大切であり、軽運動など、主体的に１日１回の運動を目標とする１・１運動の普及促進及び「新十津川町生涯スポーツ推進計画」に基づいたスポーツ環境づくりに努めています。

しかし、少年団活動、中学校部活動の地域移行に伴う指導者の確保やスポーツ施設の老朽化など、計画的に進めなければならない問題も山積しています。

現　状

○スポーツ協会と連携してスポーツイベント・スポーツ体験事業を充実させることにより、スポーツ普及の門戸を広げる取組を推進している。

○全道・全国大会への参加及びユニフォーム購入に対する助成を通じ、競技力の向上や活動へのモチベーション高揚を図ってきた。

○共働きの増加など、保護者の生活スタイルの変化が、子どもの文化スポーツ活動の開始・継続に多大な影響を及ぼしている。

○一部少年団や中学校部活動の指導者不足が顕在化してきており、外部指導者の発掘・確保が求められている。

○町内における競技人口の減少に伴い、団体競技への活動機会が縮小しており、混合チームの編成を余儀なくされている種目もある。

課　題

○生活様式や要望に応じた運動機会の確保（「１・１運動」の推進）

○幼少期からのスポーツ体験によるスポーツ活動の底辺拡大

○文化スポーツ少年団活動への支援

○部活動の地域移行を見据えた地域スポーツ活動の支援・指導者確保

○利用者の安全・安心の視点に立った長期的な施設の維持管理

【休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）】

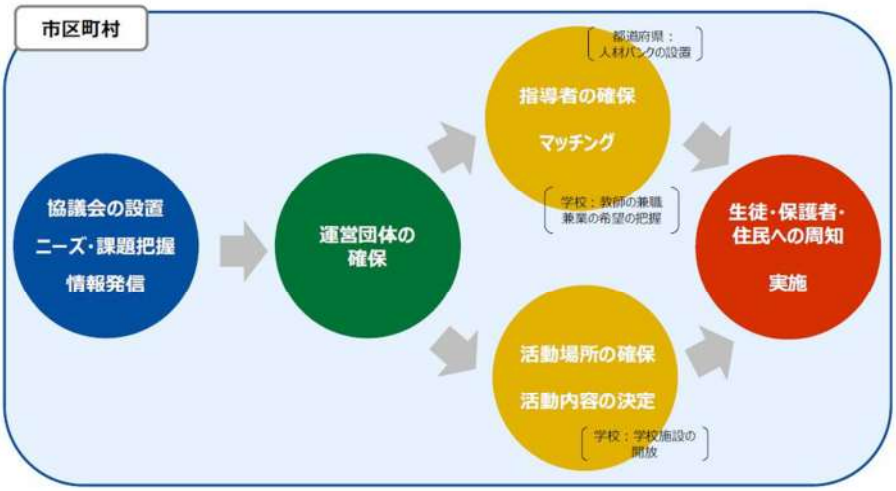

スポーツ庁・文化庁　学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインより

第３章　取組方法

重点目標

「自ら学び、地域の中で心豊かに生きる」

「共に支え合う、仲間と地域と環境づくり」

１　社会の変化に対応した学習活動の提供

町民による主体的な学習活動を推進するため、生涯を通じた学習活動の支援を行うとともに、青少年期における様々な体験活動や学習機会を提供します。

≪取組方法≫

多様化するオンラインコミュニケーションツール等を活用し、オンラインによるコミュニケーションと対面によるコミュニケーションの効果的な組み合わせによる学習活動を支援します。

子どもたちの成長には、より多くの体験活動や様々な世代との交流が必要であることから、地域の人材や環境を活用した活動の場や機会を提供します。

組織の維持が困難になりつつある社会教育団体については、関係機関や各種団体と連携を図り、支援を継続していくとともに、ゆめりあ、農村環境改善センターなどが地域における利用しやすい学習活動の拠点として機能するよう整備します。

２　青少年教育を推進する地域教育の充実

家庭・地域・学校が互いに連携・協力し合い、地域における子どもの見守り体制を整えるなど、青少年の健全育成事業の充実を図ります。

≪取組方法≫

地域全体で子育て家庭を見守り、支援していくため、家庭・地域・学校の相互連携と協力をより深め、青少年健全育成町民会議とコミュニティ・スクール（学校・保護者・地域が協働して、子どもたちの成長を支えることを目的に設置された協議会）が一体となった、社会全体での青少年教育に努めます。

青少年に関わる悩みや相談を受け付ける専門職員を配置し、将来を担う子どもたちの成長を支えていきます。

また、子ども会活動など青少年団体の活動に対し、地域との連携や組織の改編など、子どもたちが活動を継続できるよう支援を行います。

３　シニア世代の学習活動の支援

仲間との交流を図りながら生活課題等に対応した学習活動を提供します。また、自らの人生で培ってきた豊かな経験や知識を活かしながら、心豊かな生活が送れるよう支援します。

≪取組方法≫

学習活動を促進するために、ふるさと学園大学などの生涯学習講座や、ゆめりあ部会などの仲間づくり活動について情報発信を行うとともに、学習活動が励みとなるような仕組みづくり、成果を広く発表できる場を確保します。

また、社会福祉協議会が実施する「すまいるあっぷ（介護予防運動）」など、地域で行われている高齢者活動に積極的に関わり、教育と福祉の連携事業を実施することで、住んでいる地域から一歩外に広げるきっかけづくりに努めます。

４　豊かな心を育む読書活動の推進

幅広い年代が本に親しむ機会を増やし、心豊かに読書を楽しむことができるように、図書館の蔵書を充実していくとともに、読書活動を推進します。

≪取組方法≫

子どもの読書活動は、「新十津川町子どもの読書活動推進計画（第３期）」に基づいて、すべての子どもが読書に親しみながら成長していくための環境整備に努めます。

また、幅広い年代の方が本に親しむ機会を増やすため、移動図書や出張読み聞かせなど、図書館外における活動の充実に努めるほか、利用者の興味、関心を引き寄せる仕掛けづくりなどを行います。

併せて、図書館を広くＰＲするため、それぞれ適した方法により広報活動を展開します。

5　芸術・文化活動に親しむ機会の充実

芸術・文化に触れる機会の提供と、町民が主体的に行っている芸術・文化活動の支援と成果を発表する場の充実に努めます。

また、伝統文化や郷土芸能の保存、継承のため、活動団体への支援を行います。

≪取組方法≫

誰もが気軽に芸術・文化に親しめるよう、様々な質の高い優れた芸術鑑賞機会の充実を図ります。

また、芸術・文化活動を行う団体に対し、活発な活動が行われるよう支援を行っていくとともに、文化祭・音楽祭をはじめ、成果の発表機会の充実に努めます。

獅子神楽や踊りなど、歴史と風土に根ざした伝統文化や郷土芸能については、大切な町の財産として、保存や活動の支援に努めるとともに、情報発信に努めます。

６　健康維持と技術力の向上を図るスポーツ活動の促進

年齢や体力に応じた様々なスポーツに親しむ機会を提供します。

また、各種事業の開催やスポーツ団体の育成に取り組み、生涯スポーツの振興に努めます。

老朽化しつつあるスポーツ施設については、計画的な整備を進めます。

≪取組方法≫

軽運動など、主体的に１日１回の運動を目標とする「１・１運動」の普及促進に努めます。

また、「新十津川町生涯スポーツ推進計画」に基づいたスポーツ環境づくりを行います。

幼少期からの多様なスポーツに触れる機会の充実や、トップアスリートによる指導など、町内競技者の技術力向上、指導者育成につながる競技スポーツの振興を目指します。

併せて、町内競技者や競技団体に対する、全道・全国大会出場費用の支援や、町内における競技会開催の支援を通じ、競技人口の拡大と選手の競技力向上に努めます。

プールの浄水設備、野球場の照明、テニスコートのフェンスなど、スポーツ施設の老朽化が顕著となってきていることから、施設の指定管理者と連携し、長寿命化を図ります。

第４章　実施計画

１　社会の変化に対応した学習活動の提供

２　青少年教育を推進する地域教育の充実

３　シニア世代の学習活動の支援

４　豊かな心を育む読書活動の推進

５　芸術・文化活動に親しむ機会の充実

６　健康維持と技術力の向上を図るスポーツ活動の促進

①社会の変化に対応した学習活動の提供

・町民による学習活動を推進する。・生涯を通じた学習活動の支援を行う。・様々な体験

≪主な取組事項≫	成果指標
体験学習の提供	指　標
情報提供、相談体制の整備	R3年度
社会教育団体の支援	87%

主な事業	対象（人数）	回　数
家庭教育事業（子育て通信）	子育て世代	６回
キッズ体験事業	小学生	３回
小学生英会話教室	小学３年生20人、４年生20人	週１回（２期制）
英会話教室（一般向け）	ビギナー20人、トーク20人	各週１回
児童・生徒母村訪問交流事業	中学１年生、小学５年生	３泊４日
はたちを祝う会	成人者（20歳）	１回
青年母村交流事業	青年協議会員	２～３泊
生涯学習人材バンク整備事業	全町民	
ＰＴＡ連合会支援事業	ＰＴＡ連合会員	
青年協議会支援事業	青年協議会員	
女性団体連絡協議会支援事業	女性団体会員	

活動や学習活動の機会を提供する。

社会教育学習事業の参加率				
目　　標				
R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
70%	70%	70%	70%	70%

内　容	特記事項
子育て通信「ほほえみ」の発行ほか	
町内で実施する体験活動	・とっぷ子どもゆめクラブと共催
ＡＬＴによる英会話教室	
ＡＬＴによる英会話教室	
母村十津川村との交流事業	・令和５年度は中学生全学年を対象
はたちを祝う式典	
町青年協議会と母村十津川村青年との交流	
技術や知識を持つ方を登録し、講師を必要とする方に紹介をする。	
ＰＴＡ連合会活動への支援	
青年協議会活動への支援	
女性団体連絡協議会活動への支援	

②青少年教育を推進する地域教育の充実		
・家庭・地域・学校が互いに連携・協力し合い、地域における子どもの見守り体制を整える。		
≪主な取組事項≫ 地域と連携した青少年健全育成活動 青少年活動の支援		成果指標 指　標 R3年度 91%
主な事業	対象（人数）	回　数
青少年健全育成活動	全町民	
学校支援地域本部事業 （青少年健全育成町民会議）	町民、町内の各団体及び各機関	
子ども会育成者連絡協議会支援事業	町内子ども会員・育成者	
シニアリーダー支援事業	シニアリーダー会員	

実 施 計 画

・青少年の健全育成事業の充実を図る。				
青少年の育成環境に対する満足度				
目　　標				
R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
90%	90%	90%	90%	90%

内　容	特記事項
青少年健全育成のつどい開催（作文発表、講演等） 青少年健全育成についての情報交換 下校時のパトロール活動 不審者情報の提供 コミュニティ・スクールとの連携	・つどいはPTA連合会と連携
町子ども会育成者連絡協議会の支援	
シニアリーダー会「アザレア」の支援	

③シニア世代の学習活動の支援

・仲間との交流を図りながら生活課題等に対応した学習活動を支援する。・豊かな経験や

≪主な取組事項≫	成果指標
生涯学習講座、仲間づくりに関する環境づくり、情報発信	指　標
成果を広く発表できる場の確保	R3年度
教育と福祉の連携事業を実施	288人

主な事業	対象（人数）	回　数
ふるさと学園大学	全町民シニア世代	8回
ゆめりあ部会	全町民シニア世代	通年
シニアいきいきクラブ	全町民シニア世代	通年
教育福祉連携事業	全町民シニア世代	通年

実 施 計 画

知識を活かしながら、心豊かな生活がおくれるよう支援する。				
生きがい事業会員数				
目　　標				
R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
300人	350人	400人	450人	500人

内　容	特記事項
社会見学旅行を含む年８回の講義を実施	
８部会が趣味活動を実施	
シニア世代が興味を持つ趣味の教室を実施	
社会福祉協議会と連携し、地域間交流を図る事業を実施	

④豊かな心を育む読書活動の推進

・図書館の蔵書を充実していく。・幅広い年代に本に親しむ機会を増やし、読書活動を推進

≪主な取組事項≫	成果指標
図書館蔵書の充実	指　標
読書活動の啓発	R3年度
図書情報の提供 図書館館外活動事業	3.4冊

主な事業	対象（人数）	回　数
図書館広報事業	全町民	12回
絵本の読み聞かせ会	幼児・小学校低学年	通年
特別な読み聞かせ会	幼児・児童	通年
図書館鑑賞事業	全町民	３回
青空図書館	全町民	１回（隔年）
絵本ふれあい事業	３か月乳児と保護者	１回
絵本ふれあい事業（セカンド）	２歳４～７か月乳幼児と保護者	１回
図書館館外活動事業	幼児、一般町民	２回
図書館ギャラリー展示	全町民	通年
図書館学校支援事業	小中学校の児童、生徒	通年
おとなの図書館講座	一般町民	１回
手作り講習会	一般町民	１回

する。

図書館における住民1人あたりの貸出冊数				
目　　標				
R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
5.0冊	5.0冊	5.0冊	5.0冊	5.0冊

内　容	特記事項
一般、児童、親子、中高生向け４種の図書館だよりの発行・配布や広報、防災無線、ＨＰの活用	
絵本や紙芝居などの読み聞かせ会を開催	・おはなしころりん ・おはなしころりんミニ ・放課後おはなしタイム
図書館や読書に関心の薄い幼児や児童が本に親しむために、特別な読み聞かせ会を開催	・おはなしころりん ・おはなしころりんクリスマススペシャル
人形劇や公演会などの鑑賞会を開催	・人形劇団、映画上映会等
図書館の除籍資料と各家庭で眠っている古本を再利用する機会を設ける。	
健康相談時に絵本・パンフレット等を配布し、乳幼児期より絵本に親しみ、家庭での読書習慣の形成を促す。	・絵本２冊と手作り布バックのプレゼント ・絵本２冊（パーソナル地域絵本）
町内施設で図書館機能の周知や普及、町民へのサービスの向上を図る。又、施設へ図書の団体貸出を実施する。	
図書館を文化空間として位置づけ、読書や創作活動につながる展示を行う。	
小・中学校の学校図書室運営に関する助言、学校図書館司書との連携、蔵書管理システムのネットワーク化や読書通帳システムによる借りやすい環境整備を図る。	
大人向けの講座をきっかけに、図書館利用への幅広い啓発を図る。	・委託事業者による民間講座（スマートフォン基本操作、キャッシュレス決済）
気軽に体験できる講習会をきっかけに、図書館利用への幅広い啓発を図る。	

⑤芸術・文化活動に親しむ機会の充実

・芸術・文化に触れる機会を提供する。芸術・文化活動の成果を発表する場の充実を図る。

≪主な取組事項≫ 芸術・文化鑑賞機会の提供 芸術・文化発表機会の提供 郷土文化の継承		成果指標 指　標 R3年度 事業実績無
主な事業	対象（人数）	回　数
芸術鑑賞事業	全町民	4回程度
町民ギャラリー事業	町民、町内の団体	通年
町民文化祭	全町民	1回
町民音楽祭	全町民	1回
伝統芸能継承団体活動支援事業	獅子神楽・おどり保存会会員	通年
文化活動団体支援事業	文化協会、音楽協会、アザレアコーラス、スノーグリー	通年

実 施 計 画

・伝統文化や郷土芸能の保存、継承と各団体を支援する。

鑑賞事業入込割合				
目		標		
R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
70%	70%	70%	70%	70%

内　容	特記事項
様々なジャンルの優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供する。（コンサート等）	・教委、音楽協会、文化協会等主催
改善センター内ギャラリーで、作品を展示、鑑賞する場を提供する。	
文化活動の成果発表の場を提供し、文化の振興を図る。	・文化協会主催
音楽活動の成果発表の場を提供し、文化の振興を図る。	・音楽協会主催
団体活動への支援	
団体活動への支援	

⑥健康維持と技術力の向上を図るスポーツ活動の促進

・年齢や体力に応じた様々なスポーツに親しむ機会を提供する。・各種事業の開催や

≪主な取り組み事項≫	成果指標
生涯スポーツの推進	指　標
スポーツ競技者の支援	R3年度
スポーツ団体の支援	65.5P

主な事業	対象（人数）	回　数
スポーツ少年団交流１日体験事業	小学１～３年生	各少年団１回
親子スポーツ・レクリエーション事業	親子 20組程度	１回
小学生水泳教室	小学１～３年生 40人程度	３日間
小学生スキー教室	小学１年生 30人程度	２日間
チャレンジスポーツ	小学生の希望者 50人程度	１回
学校開放事業	全町民	
文化スポーツ元気事業	文化スポーツ少年団本部加盟団体	
スポーツ大会参加費助成事業	町内体育団体、文化団体に加盟する団体、個人	
スポーツ指導者養成事業	指導者及び公認審判員資格登録希望者	
文化スポーツ少年団ユニフォーム購入助成事業	文化スポーツ少年団、小学校特別クラブ、中学校	
スポーツ協会支援事業		
ピンネシリ登山マラソン支援		
生涯スポーツ推進事業	全町民	

実 施 計 画

スポーツ団体の育成に取り組む。・老朽化しつつあるスポーツ施設を計画的に整備する。				
スポーツ活動の促進満足度ポイント				
目　　標				
R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
66P	67P	67P	68P	68P

内　容	特記事項
各少年団の練習日に合わせて、希望者が１日体験をする。	
親子でふれあいながらスポーツ・レクリエーションを楽しむ。	
水に親しみ、プールの楽しさを知るとともに、プールでのルールやマナーを覚える。	
スキーの基礎技術や、スキー場でのマナーを覚える。	
スポーツを気軽に体験できるよう軽スポーツやレクリエーションゲームを行う。	
町内小中学校の体育館を開放する。	
年間の少年団活動に対して、25万円を限度に助成する。	
予選を経て出場する全道大会、全国大会の出場経費の一部を助成する。	
スポーツ指導者及び公認審判員の資格登録の経費を一部負担する。	
ユニフォームや発表の際の制服を更新する経費の２分の１を、15万円を上限として助成する。	
スポーツ協会加盟団体へ助成するための支援	
ピンネシリ登山マラソン実行委員会への支援	
各世代のニーズに応じた教室やフィットネスを実施	・スポーツ協会主催

資　料　編

第７期新十津川町社会教育実施計画の評価

区 分	総　　合　　評　　価
社会教育活動の推進	新型コロナウィルス感染症の流行、いわゆる「コロナ禍」により、令和２年度以降、中止を余儀なくされる状況もあったが、感染防止措置を講じつつ、可能な範囲で事業を実施した。 乳幼児の発達課題については、子育て通信発行による保護者に情報提供と、家庭教育関係機関連絡協議会開催による研修機会の提供を行った。 小学生低学年に対しては、キッズ体験事業を行ったほか、小学生英語教室の開催により、小学生からの英語に親しむきっかけづくりを行った。 また、小学生高学年では通学合宿を通じて、家庭における学習習慣の定着化や自主性の醸成を図ることができた。 母村交流事業は、児童・生徒及び本町に居住する青年層が、本町誕生の歴史的背景や先人たちへの感謝の気持ちを醸成し、母村との強い絆を深めるために引き続き実施する。 生涯学習人材バンク整備事業は、登録のＰＲだけでなく、登録者と町民をつなぐことを目指し、制度を運用する必要がある。 令和３年度からふるさと学園大学事業やゆめりあ部会事業などが保健福祉課から教育委員会に所管替えとなり、高齢者の生きがいづくりを支援することとなった。今後は福祉の視点のみならず、教育の視点から、高齢者の学習意欲の高揚や健康・体力の増進など、高齢者の生涯学習活動の推進を図っていく必要がある。
青少年健全育成の充実	子ども会への加入率減少については、子ども会育成者連絡協議会において、子ども会活動の活性化に向けて、組織改革の必要性について議論してきたが、地域性や活動に係る考え方の違いもあり、子ども会の在り方については継続協議となった。協議と並行して、子ども会活動でのメリットや効果を広くＰＲするとともに、加入しやすい事務局体制構築の検討も必要である。 シニアリーダーアザレアについては、コロナ禍による事業の停滞に伴い、大きく会員を減らしている。コロナの収束により今後活動機会は増えると見込まれることから、現会員と連携したＰＲ活動や勧誘活動を行い、会員増を図っていく必要がある。 青少年をめぐる諸問題については、青少年健全育成町民会議が中心となり、地域住民、各関係機関と連携を図りながら取り組んでいる。平成30年からは町内に設置された学校運営協議会との連携も開始しており、今後も繋がりを深め、保護者の問題を保護者の課題から地域の課題として捉えられるよう努める必要がある。 子どもたちの作文発表と講演会が主体となっている青少年健全育成のつどいでは、各団体の参加協力を多く得ているが、本つどいはＰＴＡ連合会の研究大会を兼ねているため、ＰＴＡ連合会会員のより一層の参加協力を呼び掛ける必要がある。

読書活動の促進	新型コロナウィルス感染症の流行に伴い臨時閉館や利用の制限を実施したことにより、貸出利用者数・行事参加数ともに減少傾向となっている。 前計画で課題としていた、新規の来館者の掘り起こしについては十分な対応を執ることができなかった。 平成27年３月に策定した「新十津川町子どもの読書活動推進計画（第２期）」に基づき導入した読書通帳は児童を中心に好評を博している。また、同計画に基づき行った学校図書館司書の配置や蔵書検索システム導入により、学校図書室活動は充実した。しかし、学校図書室の充実により図書館の利用減少も見られる。令和４年４月から、窓口サービスが民間委託となったことから、業者と連携した図書館サービスの充実や新たなイベント等の実施を通じ、図書館の魅力発信と新規利用者の掘り起こしを進める必要がある。
文化活動の促進	新型コロナウィルスの流行による施設の臨時閉館や活動の自粛が影響し、活動回数の減少のみならず、会員の減少傾向に拍車がかかり、活動の低迷が懸念されている。新しい人材の掘り起こしの課題については、引き続き各種団体と行政が意見交換をし、実情に応じて活動方法や入会促進を検討する必要がある。 町民が文化活動しようとする意欲を喚起できるよう、なんらかの形で町民の自発的な活動を支援する制度の検討が必要である。 鑑賞事業については、各年齢層に合わせて様々な事業を開催し、多くの来場者を集め、アンケートでも「満足」の回答の割合が高い結果となった。今後も団体と連携し、魅力ある事業の提供を図っていく必要がある。 改善センターは令和４年10月にリニューアルされ、文化と福祉の複合拠点となり、展示スペースについても大幅に改修された。芸術発表の場、芸術に触れる場として一層の活用を図る必要がある。
スポーツ活動の促進	個人的なスポーツ活動においては、スポーツクラブが主催する教室やスポーツイベントの実施により、スポーツ活動に取り組む機会の提供を通じたスポーツ人口の拡大、「１・１運動」の推進が図られている。今後もスポーツ協会と連携し、ライフステージや多様化するニーズに応じた教室の開催を支援していく必要がある。 働き方改革等による指導者の不足、スポーツ庁が進める部活動の地域移行など、子ども達のスポーツ活動環境が大きな変革期を迎えていることから、スポーツ指導者養成事業により、資格取得者の増加や指導者の発掘を推進する必要がある。 小学生や中学生の事業については好評であるため、引き続き実施することとし、また、保護者の負担軽減として、文化スポーツ活動の助成や全道・全国大会の助成も引き続き実施していく必要がある。

第８期新十津川町社会教育実施計画策定の経過

開 催 日	活　　動　　内　　容
令和４年 ５月 18 日	第１回第８期社会教育実施計画策定委員会 ・第８期社会教育実施計画の策定スケジュールについて
９月９日	第２回第８期社会教育実施計画策定委員会 ・社会教育実施計画に係るアンケート結果について ・社会教育団体の現状について ・第７期社会教育実施計画事業実績及び実施計画の評価について
12 月 23 日	第３回第８期社会教育実施計画策定委員会 ・第７期社会教育実施計画の評価結果について ・第８期社会教育実施計画策定に係る領域別の現状と課題について
令和５年 １月30日	第４回第８期社会教育実施計画策定委員会 ・第８期社会教育実施計画「重点目標」の策定について ・第８期社会教育実施計画「施策の体系」について ・第８期社会教育実施計画「取組方法の内容」について
２月16日	第５回第８期社会教育実施計画策定委員会 ・第８期社会教育実施計画「重点目標」の修正について ・第８期社会教育実施計画「取組方法の内容」の修正について ・第８期社会教育実施計画「実施計画」の策定について
３月８日	第６回第８期社会教育実施計画策定委員会 ・第８期社会教育実施計画（案）の修正について
３月22日	第７回第８期社会教育実施計画策定委員会 ・第８期社会教育実施計画の策定について

第１期～第８期新十津川町社会教育実施計画の重点目標

計 画 期	重　　点
第１期 （S62～H3）	・豊かな生活をめざし、強い連帯感を育てる社会教育活動 ・自ら参画し、健康な生活をめざすスポーツ活動 ・文化遺産を継承し、豊かな心をはぐくむ文化活動
第２期 （H4～H8）	・郷土愛と連帯感を育て、活力ある地域づくりを目指す社会教育を ・郷土に根ざす文化の伝承と創造を目指し、豊かな心を育てる文化振興を ・スポーツの生活化をすすめ健康な住民を育む社会体育を
第３期 （H9～H13）	・活力ある地域づくりをめざし、郷土愛と連帯感を育む社会教育活動を ・文化の伝承と創造をめざし、芸術を愛する個性豊かな人を育てる文化活動を ・生涯にわたり、心身ともに健康で明るい生活をめざすスポーツ活動を
第４期 （H14～H18）	・豊かな心を育み、生涯学びつづける社会活動を ・地域の特性を生かし、心が豊かになる文化活動を ・生涯にわたり、心身ともに健康で明るい生活をめざすスポーツ活動を
第５期 （H19～H24）	・豊かな心を育み生涯学び続ける学習活動 ・生涯にわたり心身ともに明るい生活をめざす活動
第６期 （H25～H29）	・豊かな心を育み、ともに学び合う学習活動 ・生涯にわたり自ら学ぶ、学びのまちをめざす活動
第７期 （H30～R4）	・豊かな心を育み、地域と連携した共育（きょういく） ・生涯にわたり自ら学び、みんなでつくる学びのまち
第８期 （R5～R9）	・自ら学び、地域の中で心豊かに生きる ・共に支え合う、仲間と地域と環境づくり

第８期新十津川町社会教育実施計画策定委員

氏　　名	
奥　芝　彰　子	委 員 長
川野名　　秀	副委員長
髙　橋　里　織	委　　員
古　館　孝　広	委　　員
高　桑　祥　代	委 員　～R4.9.30
白　石　信　乃	委 員　R4.10.1～
渡　邉　　現	委　　員
曽　根　秀　彰	委　　員

事　務　局

氏　　名	
鎌　田　章　宏	教育委員会事務局長
横　山　芳　徳	教育委員会事務局主幹
加　藤　和　仁	社会教育グループ長
大　山　幸　成	教育委員会事務局副主幹（社会教育主事）
丸　　義　史	教育委員会事務局副主幹
松　浦　拳　斗	社会教育グループ主事
川　田　一　仁	社会教育グループ主事
浅　野　幹　人	社会教育グループ主事
佐　藤　善　彰	生涯学習推進アドバイザー

総合健康福祉センター（ゆめりあ）

Ｔ Ｅ Ｌ　76-4233
Ｆ Ａ Ｘ　76-3223
所　　在　新十津川町字中央307番地１
開館時間　9:00～21:00
休 館 日　12月30日～１月５日
概　　要　ゆめりあホール、研修室、調理室、体力増進室ほか

農村環境改善センター

Ｔ Ｅ Ｌ　76-2600
Ｆ Ａ Ｘ　76-3605
所　　在　新十津川町字中央306番地３
開館時間　9:00～21:00
休 館 日　12月30日～１月５日
概　　要　多目的ホール、研修室ほか
指定管理者　新十津川町社会福祉協議会

図書館

Ｔ Ｅ Ｌ　76-3746
Ｆ Ａ Ｘ　76-4641
所　　在　新十津川町字中央535番地１
開館時間　10:00～18:00
（日曜日のみ10:00～17:00）
休 館 日　月曜日、祝日、毎月末、12月29日～１月６日、特別図書整理期間
概　　要　一般閲覧コーナー、児童閲覧コーナー、ビデオルームほか

開拓記念館

Ｔ Ｅ Ｌ　76-2622
所　　在　新十津川町字中央１番地１
開館時間　10:00～16:00
（金曜日のみ10:00～13:00）
休 館 日　月曜日（祝日の時は翌日）
11月１日～４月30日
概　　要　展示室、収蔵庫ほか

農業記念館

Ｔ Ｅ Ｌ　76-2622
所　　在　新十津川町字中央１番地１
開館時間　10:00～16:00
（金曜日のみ10:00～13:00）
休 館 日　月曜日（祝日の時は翌日）
11月１日～４月30日
概　　要　展示室

アートの森（かぜのび）

Ｔ Ｅ Ｌ　73-2600
所　　在　新十津川町字吉野100番地４
開館時間　10:00～17:00
休 館 日　月曜日（祝日の時は翌日）
11月１日～４月30日
概　　要　展示室、アトリエほか
指定管理者　一般社団法人　風の美術館

青少年交流センター

所　　在　新十津川町字中央534番地13
概　　要　**児童館・子育て支援センター**
（１階）
TEL 76-2402
開館時間：13:00～17:30
休館日　第１、第３日曜日
（春、夏、冬休み期間中を除く）
８月14日～８月16日、
12月30日～１月５日
運動場、図書ルームほか
青年会館
（２階）
休館日　12月30日～１月５日
小ホール、研修室ほか
指定管理者　新十津川町青年協議会

文化伝習館

Ｔ Ｅ Ｌ　76-2991
Ｆ Ａ Ｘ　76-2992
所　　在　新十津川町字総進191番地４
開館時間　９:00～17:00
休 館 日　11月１日～４月27日の毎週月、火曜日
12月30日～１月６日
概　　要　体験工房室（染物、織物、陶芸）、多目的ホールほか

新十津川物語記念館

Ｔ Ｅ Ｌ　76-2995
所　　在　新十津川町字総進188番地６
開館時間　10:00～16:00
休 館 日　11月１日～４月28日
概　　要　閲覧室ほか

スポーツセンター

TEL･FAX　76-3390
所　　在　新十津川町字総進187番地２
開場時間　9:00～21:00
休 館 日　毎月の最終火曜日
（祝日のときは翌日）
12月31日～１月５日
概　　要　メインアリーナ、
サブアリーナ、会議室ほか
指定管理者　特定非営利活動法人
新十津川町スポーツ協会

温水プール

Ｔ Ｅ Ｌ　76-2925
所　　在　新十津川町字総進187番地１
開館時間　10:00～20:00
開設期間　４月29日～９月30日
休 館 日　火曜日
（町内小中学校の夏休み期間及び祝日の場合を除く）
概　　要　プール
（25m×15m、７レーン
水深1.1～1.2m）
（６m×15m　変形
水深0.45～0.70m）
指定管理者　特定非営利活動法人
新十津川町スポーツ協会

ふるさと公園野球場

所　　在　新十津川町字総進178番地１
開場時間　8:00～21:00
開設期間　４月29日～11月３日
概　　要　両翼86m、センター100m
夜間照明有り
指定管理者　特定非営利活動法人
新十津川町スポーツ協会

ふるさと公園
テニスコート

所　　在　新十津川町字総進178番地１
開場時間　8:00～日没
開設期間　４月29日～11月３日
概　　要　クレイコート５面
指定管理者　特定非営利活動法人
　　新十津川町スポーツ協会

ふるさと公園
サッカー場

所　　在　新十津川町字総進178番地１
開場時間　8:00～日没
開設期間　４月29日～11月３日
概　　要　コート：縦85m、横50m
指定管理者　特定非営利活動法人
　　新十津川町スポーツ協会

ふるさと公園
ピンネスタジアム
ピンネテニスコート

ＴＥＬ　76-3838
所　　在　新十津川町字総進177番地１
開場時間　8:00～21:00
開設期間　４月29日～11月３日
概　　要　**ピンネスタジアム**
　　両翼98m、センター122m
　　夜間照明有り
　　観覧席約4,700人収容
　　ピンネテニスコート
　　オムニコート
　　（砂入り人工芝）４面
　　夜間照明有り
指定管理者　特定非営利活動法人
　　新十津川町スポーツ協会

ふるさと公園
サンウッド
パークゴルフ場

ＴＥＬ　76-2500
所　　在　新十津川町字総進177番地３
開場時間　8:00～21:00
　　（ナイター営業：要予約）
開設期間　４月29日～11月３日
休 場 日　月曜日（祝日のときは翌日）
概　　要　しらかばコース：438m
　　もみじコース：454m
　　つつじコース：421m
指定管理者　特定非営利活動法人
　　新十津川町スポーツ協会

石狩徳富
河川緑地
パークゴルフ場

所　　在　新十津川町字中央91番地14
　　（石狩川河川敷）
開館時間　８:00～18:00
休 場 日　木曜日（祝日の時は翌日）
　　11月１日～４月30日
概　　要　Ａコース：363m
　　Ｂコース：390m

そっち岳スキー場

ＴＥＬ　76-2075
所　　在　新十津川町字総進294番地１
開設期間　12月第２木曜日～３月20日
休 場 日　12月31日～１月１日
概　　要　スロープ330m
　　ペアリフト１基
　　（傾斜こう長331.65m）
　　ロッジ、夜間照明５基

しんとつかわ
キャンプ
フィールド

Ｔ　Ｅ　Ｌ　76-2991
所　　在　新十津川町字総進191番地４
開場時間　13:00～10:00
休 場 日　11月１日～４月27日
概　　要　バンガロー
　　６人用５棟、４人用５棟
　　オートサイト11区画
　　トイレ、炊事場ほか

吉野公園
キャンプ場

Ｔ　Ｅ　Ｌ　73-2632
所　　在　新十津川町字吉野１番地39
開場時間　13:00～10:00
休 場 日　11月１日～４月雪解け後
概　　要　トイレ、炊事場ほか

自ら学び、地域の中で心豊かに生きる
共に支え合う、仲間と地域と環境づくり

令和５年３月

発 行　新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

樺戸郡新十津川町字中央 307 番地 1

TEL（0125）76-4233　FAX（0125）76-3223

e-mail：kyoikuiinkai@town.shintotsukawa.lg.jp